

【安全衛生管理】 安全衛生パトロールの留意点

安全衛生パトロールは、労働災害・事故等の未然防止を目的とする安全活動の一環であり、定期的な現場の安全衛生巡視で、安全で快適な職場づくりを進める上で不可欠なものです。

安全衛生パトロールは、現場の危険性又は有害性を早期に発見するもので、その除去・低減対策には必要な着眼点・留意点があります。

1. 安全衛生パトロールの種類

安全衛生パトロールには、次の種類があります。

- ① 週間・月間パトロール
 - (ア) 全国安全週間 (7月1日から7月7日)
 - (イ) 全国労働衛生週間 (10月1日から10月7日)
 - (ウ) 年末年始労働災害防止強調期間 (12月1日から1月15日)
 - (エ) 年度末労働災害防止強調月間 (3月1日から3月31日)
- ② 特別重点項目指定パトロール
- ③ 協力会社合同パトロール
- ④ 災害防止協議会出席時パトロール
- ⑤ その他、臨時パトロール

2. パトロールを行う目的と意義

- ① 現場に災害の危険がないか確認する。確認された場合は、その是正をその場で指示する。「すぐには実施できない」場合は、作業を中止し、対策を早急に検討する。
- ② 安全衛生会議や朝礼などで指示された事が現場で実際に行われているか、確認する
- ③ 現場の作業実施に当たり、適度な緊張感や集中力を維持する。災害防止の気運を高める。パトロールを半ば慣習として行っている場合は、現場の安全衛生は確保されない。

3. パトロールでチェックすべき点

パトロールは、その目的（種類）を明らかにして行う。以下に、パトロールでチェックすべき点を示す。

- ① 危険状態と危険行為の指摘と改善
- ② 設備・機械などの保安状況
- ③ 各職種間の連絡調整状況
- ④ 作業現場の4S状況
- ⑤ 第三者に対する設備・防災対策状況
- ⑥ 搬入する資材・機器材の状況
- ⑦ 作業員に対する監督状況

パトロール結果は、現場の責任者（作業所長等）に点検結果を記載し、改善を必要とするところは期日を指定して改善を行わせる必要があります。

4. 効果を上げるための留意点

- ① 作業員とのコミュニケーション

② 最も重要なことは「コミュニケーション」です。不安全行動は作業員の危険予知の力量や自覚に起因するものであり、これを無くすことは容易ではありません。管理者が現場を巡視して“ご苦労様”と感謝の気持ちを伝え、不安全行動をしていたら優しさを持ちつつも毅然と地道に続けていけば、作業員との信頼関係は築かれていきます。管理者はできるだけ現場に行って、作業員とのコミュニケーションを図ることを心掛けてください。

③ 整理整頓の確認

割れ窓理論という考え方があります。「割れた窓をそのままにしておくと、それでもよいのかという意識が蔓延し、割れた窓がどんどん増えて、気が付いた時には取り返しのつかない状態になっている。」と云うものです。

安全も同じで、一旦汚くすると益々ひどい状態に進んでいきます。気が付いたその時に速やかに歯止めをかけることが大切です。

小さい違反を見逃さないということは、パトロールが強化されるということと同じで、事故が減少するのはその努力の当然の結果に違いはありません。

整理整頓は、不要なものは取り除き、必要なものは元の場所に戻すという単純な習慣です。

④ 実効性のあるルールの掲示

期限切れの掲示物が無いか、法律上必要な掲示物の確認等を行い、作業員の意識高揚のために管理者の強い願い（意思）を維持するために必要です。

⑤ 安全衛生委員会での検討

責任者（安全部長）は、安全衛生パトロールの結果報告のとりまとめをし、安全衛生委員会に報告する事が必要です。

5. パトロールの法規制・指針

「製造業元方指針」第 2 の 4 においては、「元方事業者は、連絡調整の実施状況等現場の状況を確認することが混在作業による労働災害の防止に当たって有効であることから、定期的に、混在作業による労働災害を防止するため必要な範囲について作業場所を巡視すること、

また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を変更したとき、関係請負人が入替わったとき等においても同様に巡視すること。」とされています。

また、安衛法第 29 条では、「元方事業者は、関係請負人及びその労働者が、法令等に違反しないよう必要な指導を行う、また、違反していると認めるときは、是正のための必要な指示を行う。」旨規定されています。ここで留意すべき点は、通常、注文者と労働者の間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣に該当し労働者派遣法の適用を受けることとなりますが、安衛法第 29 条に従い元方事業者が請負人の労働者に対して直接安全上の指導や指示を行うことは、労働者派遣法で定められた「安衛法の適用の特例」の適用を受けるため、労働者派遣法に抵触しないということでもあります。

パトロールは、現場との相互の信頼関係が必要であり実施者は、作業員の安全を守るとの強い意思で、服装や態度などが作業員の範と成るよう心がけ、不安全事項が発見されたときは、現場責任者に点検結果を記載・確認し、改善を必要とするところは期日を指定して改善を行わせる必要があります。

参考資料：厚生労働省ホームページ

建設業労働災害防止協会：建設業労働安全衛生マネジメントシステム

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》